年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 45 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 43 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 3件

広島国民年金 事案 887

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から37年3月までの期間及び38年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和36年6月から37年3月まで

② 昭和38年1月から同年3月まで

私は中学卒業後、A市内の理容院に住み込みで働いており、国民年金制度が開始された昭和35年10月1日の時点で20歳を超えていたので、店主が他の従業員と共に国民年金の加入手続を行い、給与から保険料をまとめて集金人に支払っていた。その後、36年10月からはB市の理容院に勤務し、そこでも続けて国民年金保険料を納付していた。

昭和 38 年4月に婚姻してから 44 年3月までは、家庭の事情で保険料を納付できなかったが、住み込みで勤めていたときはずっと納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①において、申立人は、国民年金制度が開始された昭和 35 年 10 月にA市で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できるが、当該手帳記号番号による保険料の納付記録は確認できない。しかし、オンライン記録の納付記録変更履歴によると、その後、B市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、当該番号で昭和 36 年 4 月及び同年 5 月並びに37年 4 月から同年12 月までの期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、申立人はB市の理容院に勤務後に国民年金保険料を納付したものと考えられ、当該番号が払い出された時点において、申立期間の保険料は現年度納付することが可能である上、加入当初の 2 か月分のみ納付しながら、その後の申立期間を納付していないのは不自然である。

また、申立期間①及び②において、申立人は、B市の理容院に住み込みで勤

務していた当時、毎回職場に集金人がきており、他の同僚と一緒に国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の所持する昭和36年10月付けと38年3月付けの職場の写真から申立ての理容院に勤務していたことが確認できる上、当時の同僚は、「申立人と同じ職場に勤務し、集金人に国民年金保険料を納付していた。」と供述しており、当時の店主も、「自分達の保険料も集金人に納付していたし、申立人も他の従業員と同じ行動をとっていたと思うので支払っていたのではないかと思う。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立人が覚えている同僚及び理容院の店主の申立期間に係る国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。

さらに、申立期間は、10か月及び3か月とそれぞれ短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 888

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月

私は大学院を卒業後、平成3年4月頃に国民年金に加入し、渡航前の同年7月から9月の間に同年4月から9月までの6月分を納付したと記憶している。当時の月額保険料は9,000円で、同年10月からの保険料は渡航前に口座振替手続をして口座振替で納付した。9月分だけ国民年金保険料が未納となっているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金に加入した平成3年4月から国民年金加入期間中、保険料の未納が無く、国民年金と厚生年金等との切替手続がほぼ適切に行われているなど、保険料の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人の申立期間直後の渡航期間中である平成3年10月から5年12月までの期間の保険料は納付済みであり、これは、申立人が渡航前に口座振替手続を行ったことによるものと推認されるところ、A市によると、当時は口座振替手続をした翌月から引き落としが開始されていたとしていることから、申立人は遅くとも9月中に口座振替手続を行ったと考えられ、9月に口座振替の手続を行いながら、4月から9月までの保険料をまとめて納付したとする申立人が、申立期間である9月分の保険料のみを未納としているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島厚生年金 事案 1355 (事案 259 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和31年8月20日)及び資格取得日(昭和32年6月18日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月20日から32年6月18日まで 私は、A社に昭和31年2月1日から44年3月15日まで継続して勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録では、31年8月から32年5月までの

10か月間が未加入となっている。

申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認めることはできないとの通知を第三者委員会から受けたが、当初の判断後、当時の同僚の中に私と同日(昭和31年8月20日)に資格喪失し、後で再取得している者がいることが分かったので再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立事業所から推薦を受けて授与される継続勤務を賞する表彰状及び雇用保険被保険者加入記録により、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる資料が無い上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月9日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、オンライン記録により、申立人と同日(昭和 31 年8月 20

日)に申立事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立人と同様に後日申立事業所において被保険者資格を再取得している者が、今回、新たに申立人が名前を挙げた同僚を含め二人確認できるところ、申立人が名前を挙げた同僚は、「継続して申立事業所に勤務しており、自分が途中で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることは知らなかった。申立人も申立期間を含め勤務形態に変化も無く、継続して勤務していた。」と供述している。なお、当該同僚は、昭和35年4月23日に申立事業所における被保険者資格を再取得しているが、商業登記簿によりそれ以前の32年10月28日に申立事業所の役員に就任していることが確認できる。

また、当該同僚からは、「申立事業所は既に廃業し、当時の書類は保存していないが、従業員個人の希望により厚生年金保険への加入を決めるようなことはなく、従業員であれば加入し、保険料も控除されていたと思う。」との供述が得られた。

さらに、申立人は、申立事業所において、タクシー運転業務の交代要員(自動車を保有せず、運転業務のみを担当する運転手。)として勤務していたと主張しているところ、申立人と同じく交代要員だった同僚は、オンライン記録により、昭和29年11月1日に被保険者資格を取得し、31年10月25日に資格を喪失していることが確認でき、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録に空白期間は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立事業所における昭和31年7月及び32年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に適用事業所ではなくなっており、事業主が納付したことを確認できる資料や周辺事情は無いものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年8月から32年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 1357

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和59年7月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月16日から同年7月16日まで 昭和48年4月にA社に就職し、現在まで継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険の記録が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B企業年金基金の加入記録及び申立人が所持する昭和59年7月支給の給与明細書から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社C事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、同事業所は、申立人について、昭和59年7月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが確認でき、申立人に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録(昭和59年6月16日資格喪失)は、この届出書に記載された資格喪失日と相違している。

さらに、B企業年金基金は、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は、社会保険事務所への届出と複写式のものが使用されていた。」と回答しており、同基金が保管している申立人の申立期間に係る資格喪失届においても申立人の資格喪失日は昭和59年7月16日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和59年7月16日に厚

生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における 昭和59年5月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)の資格取得日を昭和37年12月21日、資格喪失日を38年8月21日と訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和37年12月21日から38年8月21日まで 私は、B社に昭和37年3月6日に入社し、同年12月ごろ子会社であるA 社へ異動となり、その後、38年8月ごろに関連会社のC社へ異動となった が、A社へ異動していた間の厚生年金保険の加入記録が全く無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚 12 人に照会したところ、10 人から回答があり、このうち 5 人が「申立人は、申立期間においてA社に勤務していた。」と供述している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、B社、A社及びC社の事業主は同一であることが確認できることから、申立期間前後に、B社及びC社で被保険者記録を有し、前述の同僚の供述から、申立期間にA社に勤務していたことが認められる申立人は、当該三つの関連会社間を転籍していったとみられる。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた6人は、すべて申立期間において A社において被保険者記録があり、このうち2人は申立人と同様にB社からの 異動者であり、B社における資格喪失日と同日にA社において厚生年金保険被 保険者資格を取得している。

加えて、申立人及び同僚が証言した当時のA社の従業員数が、社会保険事務

所(当時)の記録上の被保険者数とおおむね一致するため、当時、A社において、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認 められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立期間にB社からA社に異動した申立人と同年代の同僚のA社における昭和38年9月の標準報酬月額から、1万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。仮に、事業主から申立期間に係る被保険者資格取得届が提出された場合、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと考えられる。

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額(34 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額(平成16年12月20日は24万7,000円、17年7月20日は31万6,000円、同年12月20日は41万4,000円、18年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は43万9,000円、19年7月20日は41万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月20日は24万7,000円、17年7月20日は31万6,000円、同年12月20日は41万4,000円、18年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は43万9,000円、19年7月20日は41万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から18年9月1日まで

- ② 平成16年12月20日
- ③ 平成17年7月20日
- ④ 平成17年12月20日
- ⑤ 平成18年7月20日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑦ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に

勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑦までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑦までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び 申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることか ら、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、その主張する標準報酬月額(34万円)に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務を履行したか 否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所 (当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料につ いても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行してい ないと認められる。

2 申立期間②から⑦までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 16 年 12 月 20 日は 24 万 7,000円、17 年 7 月 20 日は 31 万 6,000円、同年 12 月 20 日は 41 万 4,000円、18年 7 月 20 日は 34 万 9,000円、同年 12 月 20 日は 43 万 9,000円、19 年 7 月 20 日は 41 万 7,000円とすることが妥当である。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年4月までは19万円、同年5月は18万円、同年6月から同年9月までは19万円、同年10月から同年12月までは20万円、16年2月は18万円、同年4月は20万円、同年5月は18万円、同年6月から同年8月までは20万円、同年9月から17年3月までは19万円、同年4月及び同年6月から18年8月までの期間は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は29万円、同年12月19日は32万1,000円、16年7月20日は28万5,000円、同年12月20日は34万6,000円、17年7月20日は29万円、同年12月20日は38万7,000円、18年7月20日は32万5,000円、同年12月20日は40万5,000円、19年7月20日は33万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は29万円、同年12月19日は32万1,000円、16年7月20日は28万5,000円、同年12月20日は34万6,000円、17年7月20日は29万円、同年12月20日は38万7,000円、18年7月20日は32万5,000円、同年12月20日は40万5,000円、19年7月20日は33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

② 平成15年7月18日

③ 平成15年12月19日

④ 平成16年7月20日

- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- ⑨ 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑪までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年4月までは19万円、同年5月は18万円、同年6月から同年9月までは19万円、同年10月から同年12月までは20万円、16年2月は18万円、同年4月は20万円、同年5月は18万円、同年6月から同年8月までは20万円、同年9月から17年3月までは19万円、同年4月及び同年6月から18年8月までの期間は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年1月、同年3月及び17年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることか

- ら、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。
- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は29万円、同年12月19日は32万1,000円、16年7月20日は28万5,000円、同年12月20日は34万6,000円、17年7月20日は29万円、同年12月20日は38万7,000円、18年7月20日は32万5,000円、同年12月20日は40万5,000円、19年7月20日は33万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは20万円、同年9月から同年12月までの期間、16年2月から同年4月までの期間、同年6月、同年7月及び同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年12月、17年1月、同年4月、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は39万1,000円、同年12月19日は43万円、16年7月20日は38万2,000円、同年12月20日は40万円、17年7月20日は34万5,000円、同年12月20日は42万円、18年7月20日は35万3,000円、同年12月20日は40万4,000円、19年7月20日は33万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は39万1,000円、同年12月19日は43万円、16年7月20日は38万2,000円、同年12月20日は40万円、17年7月20日は34万5,000円、同年12月20日は42万円、18年7月20日は35万3,000円、同年12月20日は40万4,000円、19年7月20日は33万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 平成14年10月1日から17年9月1日まで

② 平成15年7月18日

③ 平成15年12月19日

④ 平成16年7月20日

- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- 9 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑪までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは20万円、同年9月から同年12月までの期間、16年2月から同年4月までの期間、同年6月、同年7月及び同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年12月、17年1月、同年4月、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年1月、同年5月、同年8月、同年11月、17年2月、同年3月及び同年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定

する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は39万1,000円、同年12月19日は43万円、16年7月20日は38万2,000円、同年12月20日は40万円、17年7月20日は34万5,000円、同年12月20日は42万円、18年7月20日は35万3,000円、同年12月20日は40万4,000円、19年7月20日は33万5,000円とすることが妥当である。

広島厚生年金 事案 1364

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年3月までの期間及び同年5月から16年8月までの期間は22万円、同年9月から17年3月までは20万円、同年4月は19万円、同年6月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は33万2,000円、同年12月19日は42万3,000円、16年7月20日は36万7,000円、同年12月20日は41万円、17年7月20日は34万7,000円、同年12月20日は41万9,000円、18年7月20日は31万4,000円、同年12月20日は40万7,000円、19年7月20日は32万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は33万2,000円、同年12月19日は42万3,000円、16年7月20日は36万7,000円、同年12月20日は41万円、17年7月20日は34万7,000円、同年12月20日は41万9,000円、18年7月20日は31万4,000円、同年12月20日は40万7,000円、19年7月20日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成14年10月1日から17年9月1日まで

- ② 平成15年7月18日
- ③ 平成15年12月19日
- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日

- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- 9 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年3月までの期間及び同年5月から16年8月までの期間は22万円、同年9月から17年3月までは20万円、同年4月は19万円、同年6月から同年8月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年4月及び17年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給

与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は33万2,000円、同年12月19日は42万3,000円、16年7月20日は36万7,000円、同年12月20日は41万円、17年7月20日は34万7,000円、同年12月20日は41万9,000円、18年7月20日は31万4,000円、同年12月20日は40万7,000円、19年7月20日は32万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年1月までは20万円、同年2月は19万円、同年3月から同年9月までは20万円、同年10月は19万円、同年11月、同年12月、16年2月から同年9月までの期間、同年11月及び同年12月は20万円、17年1月は18万円、同年2月は20万円、同年3月は19万円、同年4月は22万円、同年5月は18万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は19万円、同年9月から18年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は32万9,000円、同年12月19日は37万7,000円、16年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は38万円、17年7月20日は31万円、同年12月20日は38万1,000円、18年7月20日は32万1,000円、同年12月20日は40万1,000円、19年7月20日は34万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は32万9,000円、同年12月19日は37万7,000円、16年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は38万円、17年7月20日は31万円、同年12月20日は38万1,000円、18年7月20日は32万1,000円、19年7月20日は34万1,000円、19年7月20日は34万1,000円、19年7月20日は34万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

② 平成15年7月18日

③ 平成15年12月19日

- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- 9 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年1月までは20万円、同年2月は19万円、同年3月から同年9月までは20万円、同年10月は19万円、同年11月、同年12月、16年2月から同年9月までの期間、同年11月及び同年12月は20万円、17年1月は18万円、同年2月は20万円、同年3月は19万円、同年4月は22万円、同年5月は18万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は19万円、同年9月から18年8月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年1月及び同年10月については、社会

保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 7 月 18 日は 32 万 9,000 円、同年 12 月 19 日は 37 万 7,000 円、16 年 7 月 20 日は 32 万 7,000 円、同年 12 月 20 日は 38 万円、17 年 7 月 20 日は 31 万円、同年 12 月 20 日は 38 万 1,000 円、18 年 7 月 20 日は 32 万 1,000 円、同年 12 月 20 日は 40 万 1,000 円、19 年 7 月 20 日は 34 万 1,000 円とすることが妥当である。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年1月までは19万円、同年2月は18万円、同年3月及び同年4月は19万円、同年5月は17万円、同年6月は18万円、同年7月から同年10月までは19万円、同年11月は18万円、同年12月から16年8月までは19万円、同年10月及び同年11月は22万円、17年1月は20万円、同年2月及び同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年9月及び同年10月は24万円、同年11月から18年1月までは22万円、同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年8月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は27万3,000円、同年12月19日は30万4,000円、16年7月20日は29万9,000円、同年12月20日は32万5,000円、17年7月20日は27万7,000円、同年12月20日は31万円、18年7月20日は27万4,000円、同年12月20日は32万8,000円、19年7月20日は26万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は27万3,000円、同年12月19日は30万4,000円、16年7月20日は29万9,000円、同年12月20日は31万円、18年7月20日は27万7,000円、同年12月20日は31万円、18年7月20日は27万4,000円、同年12月20日は32万8,000円、19年7月20日は26万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

- ② 平成15年7月18日
- ③ 平成15年12月19日
- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- 9 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年1月までは19万円、同年2月は18万円、同年3月及び同年4月は19万円、同年5月は17万円、同年6月は18万円、同年7月から同年10月までは19万円、同年11月は18万円、同年12月から16年8月までは19万円、同年10月及び同年11月は22万円、17年1月は20万円、同年2月及び同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年9月及び同年10月は24万円、同年11月から18年1月までは22万円、同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年8月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額

の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに 係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていること から、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年9月、同年12月、17年7月、同年8月及び18年5月から同年7月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は27万3,000円、同年12月19日は30万4,000円、16年7月20日は29万9,000円、同年12月20日は32万5,000円、17年7月20日は27万7,000円、同年12月20日は31万円、18年7月20日は27万4,000円、同年12月20日は32万8,000円、19年7月20日は26万6,000円とすることが妥当である。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までの期間及び15年2月から同年7月までの期間は22万円、同年9月から同年12月までは24万円、16年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月から17年3月までは22万円、同年4月は24万円、同年5月は22万円、同年6月から同年8月までは24万円、同年9月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は29万9,000円、同年12月19日は35万4,000円、16年7月20日は30万6,000円、同年12月20日は36万5,000円、17年7月20日は29万8,000円、同年12月20日は36万4,000円、18年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は34万1,000円、19年7月20日は30万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は29万9,000円、同年12月19日は35万4,000円、16年7月20日は30万6,000円、同年12月20日は36万5,000円、17年7月20日は29万8,000円、同年12月20日は36万4,000円、18年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は34万1,000円、19年7月20日は30万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年10月1日まで

② 平成15年7月18日

③ 平成15年12月19日

- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- ⑨ 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までの期間及び15年2月から同年7月までの期間は22万円、同年9月から同年12月までは24万円、16年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月は22万円、同年6月から17年3月までは22万円、同年4月は24万円、同年5月は22万円、同年6月から同年8月までは24万円、同年9月は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年1月及び同年8月については、社会

保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 7 月 18 日は 29 万 9,000 円、同年 12 月 19 日は 35 万 4,000 円、16 年 7 月 20 日は 30 万 6,000 円、同年 12 月 20 日は 36 万 5,000 円、17 年 7 月 20 日は 29 万 8,000 円、同年 12 月 20 日は 36 万 4,000 円、18 年 7 月 20 日は 30 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 36 万 1,000 円、19 年 19 月 19 日は 19

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までは32万円、15年1月は28万円、同年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月から同年10月までは30万円、同年11月は28万円、同年12月から17年3月までは30万円、同年4月は32万円、同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月から18年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は35万8,000円、同年12月19日は39万7,000円、16年7月20日は37万5,000円、同年12月20日は44万8,000円、17年7月20日は37万4,000円、同年12月20日は43万2,000円、18年7月20日は38万1,000円、同年12月20日は44万3,000円、19年7月20日は37万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は35万8,000円、同年12月19日は39万7,000円、16年7月20日は37万5,000円、同年12月20日は44万8,000円、17年7月20日は37万4,000円、同年12月20日は43万2,000円、18年7月20日は38万1,000円、同年12月20日は44万3,000円、19年7月20日は37万5,000円、同年12月20日は44万3,000円、19年7月20日は37万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

務を履行していないと認められる。

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

② 平成15年7月18日

③ 平成15年12月19日

- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- 9 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までは32万円、15年1月は28万円、同年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月から同年10月までは30万円、同年11月は28万円、同年12月から17年3月までは30万円、同年4月は32万円、同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月から18年8月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年5月及び17年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総

支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給 与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 7 月 18 日は 35 万 8,000 円、同年 12 月 19 日は 39 万 7,000 円、16 年 7 月 20 日は 37 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 44 万 8,000 円、17 年 7 月 20 日は 37 万 4,000 円、同年 12 月 20 日は 43 万 2,000 円、18 年 7 月 20 日は 38 万 1,000 円、同年 12 月 20 日は 45 万 100 円、10 年 10 月 10 日は 10 日

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは22万円、同年9月、同年11月、同年12月、16年2月から同年4月までの期間、同年6月から同年12月までの期間、17年2月及び同年3月は24万円、同年4月及び同年6月から同年12月までの期間は26万円、18年1月は24万円、同年2月から同年4月までは26万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は32万9,000円、同年12月19日は35万5,000円、16年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は39万7,000円、17年7月20日は32万6,000円、同年12月20日は39万8,000円、18年7月20日は32万6,000円、同年12月20日は41万5,000円、19年7月20日は31万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は32万9,000円、同年12月19日は35万5,000円、16年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は39万7,000円、17年7月20日は32万2,000円、同年12月20日は39万8,000円、18年7月20日は32万6,000円、同年12月20日は41万5,000円、19年7月20日は31万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

② 平成15年7月18日

③ 平成15年12月19日

- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- 9 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは22万円、15年9月、同年11月、同年12月、16年2月から同年4月までの期間、同年6月から同年12月までの期間、17年2月及び同年3月は24万円、同年4月及び同年6月から同年12月までの期間は26万円、18年1月は24万円、同年2月から同年4月までは26万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年10月、16年1月、同年5月、17年 1月及び同年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月 額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給 与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 7 月 18 日は 32 万 9,000 円、同年 12 月 19 日は 35 万 5,000 円、16 年 7 月 20 日は 32 万 7,000 円、同年 12 月 20 日は 39 万 7,000 円、17 年 7 月 20 日は 32 万 2,000 円、同年 12 月 20 日は 39 万 8,000 円、18 年 7 月 20 日は 32 万 6,000 円、同年 12 月 20 日は 41 万 5,000 円、19 年 7 月 20 日は 31 万 7,000 円とすることが妥当である。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月及び同年11月は20万円、同年12月から15年2月までの期間、同年4月から同年9月までの期間及び同年11月から16年9月までの期間は22万円、同年10月は20万円、同年11月、同年12月及び17年2月は22万円、同年4月及び同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月から18年1月までは24万円、同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は20万円、同年5月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は29万9,000円、同年12月19日は34万1,000円、16年7月20日は29万3,000円、同年12月20日は34万円、17年7月20日は27万5,000円、同年12月20日は34万7,000円、18年7月20日は29万5,000円、同年12月20日は35万9,000円、19年7月20日は28万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は29万9,000円、同年12月19日は34万1,000円、16年7月20日は29万3,000円、同年12月20日は34万7,000円、18年7月20日は29万5,000円、同年12月20日は35万9,000円、19年7月20日は28万7,000円、同年12月20日は35万9,000円、19年7月20日は28万7,000円、日年12月20日は35万9,000円、

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

② 平成15年7月18日

- ③ 平成15年12月19日
- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- 9 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月及び同年11月は20万円、同年12月から15年2月までの期間、同年4月から同年9月までの期間及び同年11月から16年9月までの期間は22万円、同年10月は20万円、同年11月、同年12月及び17年2月は22万円、同年4月及び同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月から18年1月までは24万円、同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は20万円、同年5月から同年8月までは24万円、同年5月から同年8月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 一方、申立期間①のうち、平成15年3月、同年10月、17年1月、同年3月及び同年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。
- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は29万9,000円、同年12月19日は34万1,000円、16年7月20日は29万3,000円、同年12月20日は34万円、17年7月20日は27万5,000円、同年12月20日は34万7,000円、18年7月20日は29万5,000円、同年12月20日は35万9,000円、19年7月20日は28万7,000円とすることが妥当である。

広島厚生年金 事案 1371

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成15年9月から同年12月までは19万円、16年1月は18万円、同年2月から同年4月までの期間、同年7月及び同年8月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は37万1,000円、同年12月19日は42万7,000円、16年7月20日は28万4,000円、同年12月20日は37万円、17年7月20日は33万3,000円、同年12月20日は41万2,000円、18年7月20日は33万6,000円、同年12月20日は42万3,000円、19年7月20日は32万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は37万1,000円、同年12月19日は42万7,000円、16年7月20日は28万4,000円、同年12月20日は41万2,000円、18年7月20日は33万6,000円、同年12月20日は42万3,000円、19年7月20日は32万6,000円、同年12月20日は42万3,000円、19年7月20日は32万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から16年9月1日まで

- ② 平成15年7月18日
- ③ 平成15年12月19日
- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日

- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- 9 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成15年9月から同年12月までは19万円、16年1月は18万円、同年2月から同年4月までの期間、同年7月及び同年8月は19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年5月及び同年6月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給 与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は37万1,000円、同年12月19日は42万7,000円、16年7月20日は28万4,000円、同年12月20日は37万円、17年7月20日は33万3,000円、同年12月20日は41万2,000円、18年7月20日は33万6,000円、同年12月20日は42万3,000円、19年7月20日は32万6,000円とすることが妥当である。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成15年9月は16万円、同年10月は17万円、同年11月から16年5月までは18万円、同年6月は16万円、同年7月は17万円、同年8月は18万円、同年9月から17年2月までは17万円、同年4月は16万円、同年5月は17万円、同年6月から同年8月までは18万円、同年9月から18年1月までの期間、同年3月及び同年4月は17万円、同年5月は16万円、同年6月は17万円、同年7月は15万円、同年8月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は16万2,000円、同年12月19日は27万8,000円、16年7月20日は25万4,000円、同年12月20日は28万4,000円、17年7月20日は22万4,000円、同年12月20日は29万3,000円、18年7月20日は23万円、同年12月20日は28万3,000円、19年7月20日は23万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は16万2,000円、同年12月19日は27万8,000円、16年7月20日は25万4,000円、同年12月20日は29万3,000円、17年7月20日は22万4,000円、同年12月20日は29万3,000円、18年7月20日は23万円、同年12月20日は29万3,000円、18年7月20日は23万円、同年12月20日は29万3,000円、18年7月20日は23万円、同年12月20日は28万3,000円、19年7月20日は23万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から18年9月1日まで

② 平成15年7月18日

③ 平成15年12月19日

- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- ⑨ 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成15年9月は16万円、同年10月は17万円、同年11月から16年5月までは18万円、同年6月は16万円、同年7月は17万円、同年8月は18万円、同年9月から17年2月までは17万円、同年4月は16万円、同年5月は17万円、同年6月から同年8月までは18万円、同年9月から18年1月までの期間、同年3月及び同年4月は17万円、同年5月は16万円、同年6月は17万円、同年7月は15万円、同年8月は17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年3月及び18年2月については、社会

保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給 与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は16万2,000円、同年12月19日は27万8,000円、16年7月20日は25万4,000円、同年12月20日は28万4,000円、同年12月20日は29万3,000円、18年7月20日は23万円、同年12月20日は28万3,000円、19年7月20日は23万5,000円とすることが妥当である。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年12月までの期間、16年2月から同年4月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間は22万円、同年9月から17年3月までは20万円、同年4月から同年8月までは22万円、同年9月から18年1月までの期間及び同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は30万4,000円、同年12月19日は35万9,000円、16年7月20日は30万3,000円、同年12月20日は36万円、17年7月20日は30万8,000円、同年12月20日は39万4,000円、18年7月20日は31万2,000円、同年12月20日は39万5,000円、19年7月20日は27万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は30万4,000円、同年12月19日は35万9,000円、16年7月20日は30万3,000円、同年12月20日は36万円、17年7月20日は30万8,000円、同年12月20日は39万4,000円、18年7月20日は31万2,000円、同年12月20日は39万5,000円、19年7月20日は27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

② 平成15年7月18日

③ 平成15年12月19日

④ 平成16年7月20日

- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- 9 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑪までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年12月までの期間、16年2月から同年4月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間は22万円、同年9月から17年3月までは20万円、同年4月から同年8月までは22万円、同年9月から18年1月までの期間及び同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年1月、同年5月、18年2月及び同年3月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認で

きることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は30万4,000円、同年12月19日は35万9,000円、16年7月20日は30万3,000円、同年12月20日は36万円、17年7月20日は30万8,000円、同年12月20日は39万4,000円、18年7月20日は31万2,000円、同年12月20日は39万5,000円、19年7月20日は27万9,000円とすることが妥当である。

広島厚生年金 事案 1374

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成 16 年 9 月から 17 年 3 月までは 22 万円、同年 4 月から同年 8 月までは 24 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 28 万円、18 年 1 月は 24 万円、同年 2 月は 26 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 28 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 24 万円、同年 7 月は 28 万円、同年 8 月は 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額(平成16年7月20日は17万7,000円、同年12月20日は34万7,000円、17年7月20日は30万円、同年12月20日は36万1,000円、18年7月20日は29万3,000円、同年12月20日は34万6,000円、19年7月20日は29万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年7月20日は17万7,000円、同年12月20日は34万7,000円、17年7月20日は30万円、同年12月20日は36万1,000円、18年7月20日は29万3,000円、同年12月20日は34万6,000円、19年7月20日は29万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで

② 平成16年7月20日

③ 平成16年12月20日

④ 平成17年7月20日

⑤ 平成17年12月20日

- ⑥ 平成18年7月20日
- ⑦ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑧までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑧までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び 申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることか ら、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成16年9月から17年3月までは22万円、同年4月から同年8月までは24万円、同年9月から同年12月までは28万円、18年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑧までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給 与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 16 年 7 月 20 日は 17 万 7,000 円、同年 12 月 20 日は 34 万 7,000 円、17 年 7 月 20 日は 30 万円、同年 12 月 20 日は 36 万 1,000 円、18 年 7 月 20 日は 29 万 3,000 円、同年 12 月 20 日は 34 万 6,000 円、19 年 7 月 20 日は 29 万 1,000 円とすることが妥当である。

広島厚生年金 事案 1375

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年11月は19万円、同年12月から15年9月までは20万円、同年10月は18万円、同年11月から17年3月までは20万円、同年4月から18年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は27万5,000円、同年12月19日は30万4,000円、16年7月20日は29万1,000円、同年12月20日は33万4,000円、17年7月20日は28万5,000円、同年12月20日は34万6,000円、18年7月20日は29万7,000円、同年12月20日は35万9,000円、19年7月20日は29万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は27万5,000円、同年12月19日は30万4,000円、16年7月20日は29万1,000円、同年12月20日は33万4,000円、17年7月20日は28万5,000円、同年12月20日は34万6,000円、18年7月20日は29万7,000円、同年12月20日は35万9,000円、19年7月20日は29万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

- ② 平成15年7月18日
- ③ 平成15年12月19日
- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日

- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- 9 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年11月は19万円、同年12月から15年9月までは20万円、同年10月は18万円、同年11月から17年3月までは20万円、同年4月から18年8月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年10月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚

生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 7 月 18 日は 27 万 5,000 円、同年 12 月 19 日は 30 万 4,000 円、16 年 7 月 20 日は 29 万 1,000 円、同年 12 月 20 日は 33 万 4,000 円、17 年 7 月 20 日は 28 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 34 万 6,000 円、18 年 7 月 20 日は 29 万 7,000 円、同年 12 月 20 日は 35 万 9,000 円、19 年 7 月 20 日は 29 万 9,000 円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額(平成 18年 12月 20日は 14万 4,000円、19年 7月 20日は 14万 9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成 18年 12月 20日は 14万 4,000円、19年 7月 20日は 14万 9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成18年12月20日

② 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に 勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を控 除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所 から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年12月20日は14万4,000円、19年7月20日は14万9,000円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成15年9月から16年8月までは26万円、同年9月から17年3月までは28万円、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月から18年1月までは30万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は42万5,000円、同年12月19日は50万2,000円、16年7月20日は43万円、同年12月20日は51万2,000円、17年7月20日は42万5,000円、同年12月20日は51万3,000円、18年7月20日は43万円、同年12月20日は53万円、19年7月20日は44万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は42万5,000円、同年12月19日は50万2,000円、16年7月20日は43万円、同年12月20日は51万2,000円、17年7月20日は42万5,000円、同年12月20日は43万円、同年12月20日は44万5,000円、17年7月20日は43万円、同年12月20日は44万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から18年9月1日まで

② 平成15年7月18日

③ 平成15年12月19日

- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- ⑨ 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑪までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び 申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることか ら、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成15年9月から16年8月までは26万円、同年9月から17年3月までは28万円、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月から18年1月までは30万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に(当時)対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認

できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は42万5,000円、同年12月19日は50万2,000円、16年7月20日は43万円、同年12月20日は51万2,000円、17年7月20日は42万5,000円、同年12月20日は51万3,000円、18年7月20日は43万円、同年12月20日は53万円、19年7月20日は44万5,000円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成16年9月から17年3月までは13万4,000円、同年4月から同年8月までは14万2,000円、同年9月から18年8月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額(平成16年12月20日は16万5,000円、17年7月20日は19万8,000円、同年12月20日は27万5,000円、18年7月20日は23万9,000円、同年12月20日は29万円、19年7月20日は23万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月20日は16万5,000円、17年7月20日は19万8,000円、同年12月20日は27万5,000円、18年7月20日は23万9,000円、同年12月20日は29万円、19年7月20日は23万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで

- ② 平成16年12月20日
- ③ 平成17年7月20日
- ④ 平成17年12月20日
- ⑤ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑥ 平成18年12月20日
- ⑦ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑦までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑦までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び 申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることか ら、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成16年9月から17年3月までは13万4,000円、同年4月から同年8月までは14万2,000円、同年9月から18年8月までは17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑦までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 16 年 12 月 20 日は 16 万 5,000円、17 年 7 月 20 日は 19 万 8,000円、同年 12 月 20 日は 27 万 5,000円、18年 7月 20 日は 23 万 9,000円、同年 12 月 20 日は 29 万円、19 年 7 月 20 日は 23 万 4,000円とすることが妥当である。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年12月までは26万円、16年1月は24万円、同年2月から同年7月までの期間及び同年11月から17年1月までの期間は26万円、同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月、同年6月及び同年7月は28万円、同年9月から同年12月までは26万円、18年1月は24万円、同年2月は22万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は39万3,000円、同年12月19日は45万円、16年7月20日は40万円、同年12月20日は43万7,000円、17年7月20日は38万8,000円、同年12月20日は45万円、18年7月20日は36万7,000円、同年12月20日は44万円、19年7月20日は35万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は39万3,000円、同年12月19日は45万円、16年7月20日は40万円、同年12月20日は43万7,000円、17年7月20日は38万8,000円、同年12月20日は45万円、18年7月20日は36万7,000円、同年12月20日は44万円、19年7月20日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

② 平成15年7月18日

③ 平成15年12月19日

- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- 9 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年12月までは26万円、16年1月は24万円、同年2月から同年7月までの期間及び同年11月から17年1月までの期間は26万円、同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月、同年6月及び同年7月は28万円、同年9月から同年12月までは26万円、18年1月は24万円、同年2月は22万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 16 年8月から同年 10 月までの期間、17

年5月及び同年8月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給 与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は39万3,000円、同年12月19日は45万円、16年7月20日は40万円、同年12月20日は43万7,000円、17年7月20日は38万8,000円、同年12月20日は45万円、18年7月20日は36万7,000円、同年12月20日は44万円、19年7月20日は35万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年9月までは30万円、同年10月は28万円、同年11月から16年8月までの期間、同年10月から17年1月までの期間及び同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは30万円、同年9月は26万円、同年10月から19年1月までの期間、同年3月及び同年4月は28万円、同年6月は26万円、同年7月及び同年8月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は43万5,000円、同年12月19日は50万5,000円、16年7月20日は44万3,000円、同年12月20日は50万1,000円、17年7月20日は32万5,000円、同年12月20日は50万5,000円、18年7月20日は40万円、同年12月20日は51万円、19年7月20日は36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は43万5,000円、同年12月19日は50万5,000円、16年7月20日は44万3,000円、同年12月20日は50万1,000円、17年7月20日は32万5,000円、同年12月20日は50万5,000円、18年7月20日は40万円、同年12月20日は51万円、19年7月20日は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から19年9月1日まで

② 平成15年7月18日

- ③ 平成15年12月19日
- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- 9 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年9月までは30万円、同年10月は28万円、同年11月から16年8月までの期間、同年10月から17年1月までの期間及び同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月から18年4月までは30万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは30万円、同年9月は26万円、同年10月から19年1月までの期間、同年3月及び同年4月は28万円、同年6月は26万円、同年7月及び同年8月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 一方、申立期間①のうち、平成16年9月、17年2月、同年3月、19年2月及び同年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。
- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は43万5,000円、同年12月19日は50万5,000円、16年7月20日は44万3,000円、同年12月20日は50万1,000円、17年7月20日は32万5,000円、同年12月20日は50万5,000円、18年7月20日は40万円、同年12月20日は51万円、19年7月20日は36万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までは19万円、15年1月は18万円、同年2月から同年4月までは19万円、同年5月は17万円、同年6月から同年8月までは19万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年12月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額(平成 15年7月18日は24万4,000円、同年12月19日は25万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は24万4,000円、同年12月19日は25万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成14年10月1日から16年3月1日まで

② 平成15年7月18日

③ 平成 15 年 12 月 19 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に 勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標 準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②及び③の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から③までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までは19万円、15年1月は18万円、同年2月から同年4月までは19万円、同年5月は17万円、同年6月から同年8月までは19万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年12月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年11月、16年1月及び同年2月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は24万4,000円、同年12月19日は25万3,000円とすることが妥当である。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までの期間及び15年2月から同年8月までの期間は32万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月及び16年2月から同年4月までの期間は36万円、同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月から同年12月までの期間、17年2月及び同年3月は32万円、同年4月は30万円、同年6月及び同年7月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑥までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は41万4,000円、同年12月19日は49万7,000円、16年7月20日は41万7,000円、同年12月20日は50万2,000円、17年7月20日は41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は41万4,000円、同年12月19日は49万7,000円、16年7月20日は41万7,000円、同年12月20日は50万2,000円、17年7月20日は41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成14年10月1日から17年8月1日まで

- ② 平成15年7月18日
- ③ 平成15年12月19日
- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑥までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑥までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までの期間及び15年2月から同年8月までの期間は32万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月及び16年2月から同年4月までの期間は36万円、同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月から同年12月までの期間、17年2月及び同年3月は32万円、同年4月は30万円、同年6月及び同年7月は34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年1月、16年1月、同年5月、17年1月及び同年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑥までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給

与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 7 月 18 日は 41 万 4,000 円、同年 12 月 19 日は 49 万 7,000 円、16 年 7 月 20 日は 41 万 7,000 円、同年 12 月 20 日は 50 万 2,000 円、17 年 7 月 20 日は 41 万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月及び同年11月は22万円、同年12月は24万円、15年1月及び同年2月は22万円、同年3月、同年4月及び同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月から同年12月までの期間及び16年3月から同年12月までの期間は20万円、17年3月は19万円、同年4月及び同年8月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は30万4,000円、同年12月19日は33万9,000円、16年7月20日は29万4,000円、同年12月20日は36万4,000円、17年7月20日は26万9,000円、同年12月20日は34万9,000円、18年7月20日は26万9,000円、同年12月20日は27万7,000円、19年7月20日は32万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は30万4,000円、同年12月19日は33万9,000円、16年7月20日は29万4,000円、同年12月20日は36万4,000円、17年7月20日は26万9,000円、同年12月20日は27万7,000円、19年7月20日は26万9,000円、同年12月20日は27万7,000円、19年7月20日は32万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年9月1日まで

② 平成15年7月18日

③ 平成15年12月19日

④ 平成16年7月20日

- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- 9 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑪までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月及び同年11月は22万円、同年12月は24万円、15年1月及び同年2月は22万円、同年3月、同年4月及び同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月から同年12月までの期間及び16年3月から同年12月までの期間は20万円、17年3月は19万円、同年4月及び同年8月は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年5月、16年1月、同年2月、17年1月、同年2月及び同年5月から同年7月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額

に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 7 月 18 日は 30 万 4,000 円、同年 12 月 19 日は 33 万 9,000 円、16 年 7 月 20 日は 29 万 4,000 円、同年 12 月 20 日は 36 万 4,000 円、17 年 7 月 20 日は 26 万 9,000 円、同年 12 月 20 日は 34 万 9,000 円、18 年 7 月 20 日は 26 万 9,000 円、同年 12 月 20 日は 27 万 7,000 円、19 年 7 月 20 日は 32 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までの期間及び15年2月から同年8月までの期間は24万円、同年9月から同年12月までは26万円、16年1月及び同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月、同年7月、同年9月及び同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月から17年3月までは26万円、同年4月は28万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは28万円、同年9月は24万円、同年10月から18年1月までの期間、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は31万5,000円、同年12月19日は38万2,000円、16年7月20日は32万5,000円、同年12月20日は39万5,000円、17年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は39万8,000円、18年7月20日は33万5,000円、同年12月20日は41万7,000円、19年7月20日は33万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は31万5,000円、同年12月19日は38万2,000円、16年7月20日は32万5,000円、同年12月20日は39万5,000円、17年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は39万8,000円、18年7月20日は33万5,000円、同年12月20日は41万7,000円、19年7月20日は33万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

- ② 平成15年7月18日
- ③ 平成15年12月19日
- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- ⑨ 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までの期間及び15年2月から同年8月までの期間は24万円、同年9月から同年12月までは26万円、16年1月及び同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月、同年7月、同年9月及び同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月から17年3月までは26万円、同年4月は28万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは28万円、同年9月は24万円、同年10月から18年1月までの期間、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額

の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに 係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていること から、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 15 年 1 月、16 年 2 月、同年 8 月及び 18 年 2 月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は31万5,000円、同年12月19日は38万2,000円、16年7月20日は32万5,000円、同年12月20日は39万5,000円、17年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は39万8,000円、18年7月20日は33万5,000円、同年12月20日は41万7,000円、19年7月20日は33万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは22万円、16年1月は20万円、同年2月から同年11月までは22万円、同年12月は22万円、同年3月は19万円、同年4月は22万円、同年6月は19万円、同年7月及び同年8月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は29万1,000円、同年12月19日は34万7,000円、16年7月20日は30万3,000円、同年12月20日は36万円、17年7月20日は27万円、同年12月20日は34万5,000円、18年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は37万1,000円、19年7月20日は32万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は29万1,000円、同年12月19日は34万7,000円、16年7月20日は30万3,000円、同年12月20日は36万円、17年7月20日は27万円、同年12月20日は37万1,000円、19年7月20日は32万1,000円、19年7月20日は32万1,000円、19年7月20日は32万1,000円、19年7月20日は32万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成14年10月1日から17年9月1日まで

② 平成15年7月18日

③ 平成15年12月19日

④ 平成16年7月20日

- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- ⑨ 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑪までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは22万円、16年1月は20万円、同年2月から同年11月までは22万円、同年12月は20万円、17年2月は22万円、同年3月は19万円、同年4月は22万円、同年6月は19万円、同年7月及び同年8月は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年1月及び同年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、

保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は29万1,000円、同年12月19日は34万7,000円、16年7月20日は30万3,000円、同年12月20日は36万円、17年7月20日は27万円、同年12月20日は34万5,000円、18年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は37万1,000円、19年7月20日は32万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年11月及び同年12月は26万円、15年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月から同年7月までは26万円、同年8月は24万円、同年9月、同年11月及び16年4月は26万円、同年7月は24万円、同年9月は22万円、同年11月は20万円、同年12月及び17年5月は22万円、同年8月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は31万円、同年12月19日は35万円、16年7月20日は30万1,000円、同年12月20日は32万円、17年7月20日は22万3,000円、同年12月20日は35万円、18年7月20日は28万2,000円、同年12月20日は34万円、19年7月20日は27万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は31万円、同年12月19日は35万円、16年7月20日は30万1,000円、同年12月20日は32万円、17年7月20日は22万3,000円、同年12月20日は35万円、18年7月20日は28万2,000円、同年12月20日は34万円、19年7月20日は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年9月1日まで

- ② 平成15年7月18日
- ③ 平成 15 年 12 月 19 日
- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成16年12月20日

- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- ⑨ 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年11月及び同年12月は26万円、15年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月から同年7月までは26万円、同年8月は24万円、同年9月、同年11月及び16年4月は26万円、同年7月は24万円、同年9月は22万円、同年11月は20万円、同年12月及び17年5月は22万円、同年8月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年10月、15年1月、同年10月、同年12月から16年3月までの期間、同年5月、同年6月、同年8月、同年10月、17年1月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されてい

る総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 7 月 18 日は 31 万円、同年12 月 19 日は 35 万円、16 年 7 月 20 日は 30 万 1,000 円、同年 12 月 20 日は 32 万円、17 年 7 月 20 日は 22 万 3,000 円、同年 12 月 20 日は 35 万円、18 年 7 月 20 日は 28 万 2,000 円、同年 12 月 20 日は 34 万円、19 年 7 月 20 日は 27 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年11月から15年8月までは24万円、同年9月、同年11月、同年12月、16年3月、同年4月及び同年6月から同年8月までの期間は28万円、同年9月から同年12月までの期間、17年2月及び同年3月は26万円、同年4月及び同年6月から同年8月までの期間は28万円、同年9月から18年5月までの期間、同年7月及び同年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は31万1,000円、同年12月19日は34万6,000円、16年7月20日は32万1,000円、同年12月20日は37万7,000円、17年7月20日は29万5,000円、同年12月20日は38万1,000円、18年7月20日は32万9,000円、同年12月20日は36万3,000円、19年7月20日は31万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は31万1,000円、同年12月19日は34万6,000円、16年7月20日は32万1,000円、同年12月20日は37万7,000円、17年7月20日は29万5,000円、同年12月20日は38万1,000円、18年7月20日は32万9,000円、同年12月20日は36万3,000円、19年7月20日は31万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

② 平成15年7月18日

③ 平成15年12月19日

- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- 9 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年11月から15年8月までは24万円、同年9月、同年11月、同年12月、16年3月、同年4月及び同年6月から同年8月までの期間は28万円、同年9月から同年12月までの期間、17年2月及び同年3月は26万円、同年4月及び同年6月から同年8月までの期間は28万円、同年9月から18年5月までの期間、同年7月及び同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年10月、15年10月、16年1月、同年2月、同年5月、17年1月、同年5月及び18年6月については、社会保険

事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 7 月 18 日は 31 万 1,000 円、同年 12 月 19 日は 34 万 6,000 円、16 年 7 月 20 日は 32 万 1,000 円、同年 12 月 20 日は 37 万 7,000 円、17 年 7 月 20 日は 29 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 38 万 1,000 円、18 年 7 月 20 日は 32 万 9,000 円、同年 12 月 20 日は 36 万 3,000 円、19 年 7 月 20 日は 31 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは16万円、同年9月は19万円、同年11月から16年1月までは20万円、同年2月は19万円、同年3月から17年4月までは20万円、同年6月から同年8月までは22万円、同年9月から18年8月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は27万4,000円、同年12月19日は30万3,000円、16年7月20日は27万7,000円、同年12月20日は32万7,000円、17年7月20日は26万6,000円、同年12月20日は33万5,000円、18年7月20日は29万4,000円、同年12月20日は33万6,000円、19年7月20日は27万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は27万4,000円、同年12月19日は30万3,000円、16年7月20日は27万7,000円、同年12月20日は32万7,000円、17年7月20日は26万6,000円、同年12月20日は33万6,000円、18年7月20日は29万4,000円、同年12月20日は33万6,000円、19年7月20日は27万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

② 平成15年7月18日

③ 平成 15 年 12 月 19 日

④ 平成16年7月20日

⑤ 平成16年12月20日

- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- ⑨ 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは16万円、同年9月は19万円、同年11月から16年1月までは20万円、同年2月は19万円、同年3月から17年4月までは20万円、同年6月から同年8月までは22万円、同年9月から18年8月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年10月及び17年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは

行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 7 月 18 日は 27 万 4,000 円、同年 12 月 19 日は 30 万 3,000 円、16 年 7 月 20 日は 27 万 7,000 円、同年 12 月 20 日は 32 万 7,000 円、17 年 7 月 20 日は 26 万 6,000 円、同年 12 月 20 日は 33 万 5,000 円、18 年 7 月 20 日は 29 万 4,000 円、同年 12 月 20 日は 33 万 6,000 円、19 年 7 月 20 日は 27 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年10月から15年9月までは26万円、同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額(平成 15年7月18日は31万円、同年12月19日は36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は31万円、同年12月19日は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から16年1月1日まで

② 平成15年7月18日

③ 平成 15 年 12 月 19 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に 勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標 準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②及び③の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から③までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び 申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることか ら、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年10月から15年9月までは26万円、同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に(当時)対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は31万円、同年12月19日は36万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成15年9月、同年11月、同年12月、16年3月、同年4月、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月から同年11月までは22万円、同年12月は20万円、17年1月から同年3月までは22万円、同年4月から同年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは26万円、18年1月は24万円、同年2月から同年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額(平成15年12月19日は22万9,000円、16年7月20日は28万1,000円、同年12月20日は33万5,000円、17年7月20日は26万9,000円、同年12月20日は36万6,000円、18年7月20日は31万6,000円、同年12月20日は41万円、19年7月20日は32万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月19日は22万9,000円、16年7月20日は28万1,000円、同年12月20日は33万5,000円、17年7月20日は26万9,000円、同年12月20日は36万6,000円、18年7月20日は31万6,000円、同年12月20日は41万円、19年7月20日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から18年9月1日まで

- ② 平成15年12月19日
- ③ 平成16年7月20日
- ④ 平成16年12月20日
- ⑤ 平成17年7月20日

- ⑥ 平成17年12月20日
- ⑦ 平成18年7月20日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑨ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑨までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑨までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成15年9月、同年11月、同年12月、16年3月、同年4月、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月から同年11月までは22万円、同年12月は20万円、17年1月から同年3月までは22万円、同年4月から同年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは26万円、18年1月は24万円、同年2月から同年8月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年10月、16年1月、同年2月、同年5月及び同年6月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)と

は認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑨までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給 与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 12 月 19 日は 22 万 9,000円、16 年 7月 20 日は 28 万 1,000円、同年 12 月 20 日は 33 万 5,000円、17年 7月 20 日は 26 万 9,000円、同年 12 月 20 日は 36 万 6,000円、18 年 7月 20 日は 31 万 6,000円、同年 12 月 20 日は 41 万円、19 年 7月 20 日は 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑨までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成 16 年 9 月から 17 年 3 月までは 19 万円、同年 4 月から同年 8 月までは 20 万円、同年 9 月は 26 万円、同年 10 月は 24 万円、同年 11 月から 18 年 1 月までは 26 万円、同年 2 月は 22 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 26 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 24 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額(平成16年7月20日は14万9,000円、同年12月20日は32万1,000円、17年7月20日は29万円、同年12月20日は35万6,000円、18年7月20日は29万2,000円、同年12月20日は38万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年7月20日は14万9,000円、同年12月20日は32万1,000円、17年7月20日は29万円、同年12月20日は35万6,000円、18年7月20日は29万2,000円、同年12月20日は38万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで

② 平成16年7月20日

③ 平成16年12月20日

④ 平成17年7月20日

⑤ 平成17年12月20日

- ⑥ 平成18年7月20日
- ⑦ 平成 18 年 12 月 20 日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑦までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑦までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び 申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることか ら、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成16年9月から17年3月までは19万円、同年4月から同年8月までは20万円、同年9月は26万円、同年10月は24万円、同年11月から18年1月までは26万円、同年2月は22万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑦までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年7月20日は14万9,000円、同年12月20日は32万1,000円、17年7月20日は29万円、同年12月20日は35万6,000円、18年7月20日は29万2,000円、同年12月20日は38万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑦までの保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 1392

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成16年9月は16万円、同年10月は15万円、同年11月から17年3月までは16万円、同年4月から同年8月までは17万円、同年9月から18年8月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額(平成16年7月20日は12万8,000円、同年12月20日は28万7,000円、17年7月20日は22万8,000円、同年12月20日は35万4,000円、18年7月20日は28万9,000円、同年12月20日は35万6,000円、19年7月20日は29万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年7月20日は12万8,000円、同年12月20日は28万7,000円、17年7月20日は22万8,000円、同年12月20日は35万4,000円、18年7月20日は28万9,000円、同年12月20日は35万6,000円、19年7月20日は29万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで

② 平成16年7月20日

③ 平成16年12月20日

④ 平成17年7月20日

⑤ 平成17年12月20日

- ⑥ 平成18年7月20日
- ⑦ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑧までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑧までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び 申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることか ら、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成16年9月は16万円、同年10月は15万円、同年11月から17年3月までは16万円、同年4月から同年8月までは17万円、同年9月から18年8月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑧までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給 与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 16 年 7 月 20 日は 12 万 8,000 円、同年 12 月 20 日は 28 万 7,000 円、17 年 7 月 20 日は 22 万 8,000 円、同年 12 月 20 日は 35 万 4,000 円、18 年 7 月 20 日は 28 万 9,000 円、同年 12 月 20 日は 35 万 6,000 円、19 年 7 月 20 日は 29 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑧までの保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成16年9月から17年3月までは19万円、同年4月から同年8月までは20万円、同年10月から同年12月までは26万円、18年1月は22万円、同年2月から同年4月までは26万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額(平成16年12月20日は22万4,000円、17年7月20日は28万4,000円、同年12月20日は34万1,000円、18年7月20日は29万7,000円、同年12月20日は33万7,000円、19年7月20日は29万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月20日は22万4,000円、17年7月20日は28万4,000円、同年12月20日は34万1,000円、18年7月20日は29万7,000円、同年12月20日は33万7,000円、19年7月20日は29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで

- ② 平成16年12月20日
- ③ 平成17年7月20日
- ④ 平成17年12月20日
- ⑤ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑥ 平成18年12月20日
- ⑦ 平成19年7月20日

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑦までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑦までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成16年9月から17年3月までは19万円、同年4月から同年8月までは20万円、同年10月から同年12月までは26万円、18年1月は22万円、同年2月から同年4月までは26万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年9月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑦までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年12月20日は22万4,000

円、17年7月20日は28万4,000円、同年12月20日は34万1,000円、18年7月20日は29万7,000円、同年12月20日は33万7,000円、19年7月20日は29万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑦までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成16年9月から17年4月までは19万円、同年6月は18万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月は17万円、同年10月から18年8月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額(平成16年12月20日は20万6,000円、17年7月20日は26万1,000円、同年12月20日は30万7,000円、18年7月20日は26万8,000円、同年12月20日は30万2,000円、19年7月20日は29万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月20日は20万6,000円、17年7月20日は26万1,000円、同年12月20日は30万7,000円、18年7月20日は26万8,000円、同年12月20日は30万2,000円、19年7月20日は29万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで

② 平成16年12月20日

③ 平成17年7月20日

④ 平成17年12月20日

⑤ 平成18年7月20日

⑥ 平成 18 年 12 月 20 日

⑦ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に

勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑦までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑦までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成16年9月から17年4月までは19万円、同年6月は18万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月は17万円、同年10月から18年8月までは18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑦までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給 与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 16 年 12 月 20 日は 20 万 6,000円、17 年 7 月 20 日は 26 万 1,000円、同年 12 月 20 日は 30 万 7,000円、18 年 7 月 20 日は 26 万 8,000円、同年 12 月 20 日は 30 万 2,000円、19 年 7 月 20 日は 29 万 1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑦までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額(20 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額(平成16年12月20日は14万9,000円、17年7月20日は24万円、同年12月20日は31万7,000円、18年7月20日は29万3,000円、同年12月20日は35万1,000円、19年7月20日は29万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月20日は14万9,000円、17年7月20日は24万円、同年12月20日は31万7,000円、18年7月20日は29万3,000円、同年12月20日は35万1,000円、19年7月20日は29万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和31年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から18年9月1日まで

② 平成16年12月20日

③ 平成17年7月20日

④ 平成17年12月20日

⑤ 平成18年7月20日

⑥ 平成18年12月20日

⑦ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に

勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑦までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑦までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び 申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることか ら、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、その主張する標準報酬月額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務を履行したか 否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所 (当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料につ いても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行してい ないと認められる。

2 申立期間②から⑦までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 16 年 12 月 20 日は 14 万 9,000円、17 年 7 月 20 日は 24 万円、同年 12 月 20 日は 31 万 7,000円、18 年 7 月 20 日は 29 万 3,000円、同年 12 月 20 日は 35 万 1,000円、19 年 7 月 20 日は 29 万 7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑦までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 1396

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該 期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に 勤務していた期間のうち、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されて いたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、 また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認 めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までは30万円、15年3月は28万円、同年6月及び同年8月は30万円、同年9月から同年12月までの期間、16年2月から同年4月までの期間、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月から同年12月は24万円、同年1月は22万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは26万円、同年9月から同年12月までは28万円、18年1月は24万円、同年2月から同年5月までは28万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は37万5,000円、同年12月19日は45万5,000円、16年7月20日は37万4,000円、同年12月20日は45万円、17年7月20日は36万6,000円、同年12月20日は45万3,000円、18年7月20日は37万8,000円、同年12月20日は45万7,000円、19年7月20日は36万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は37万5,000円、同年12月19日は45万5,000円、16年7月20日は37万4,000円、同年12月20日は45万3,000円、17年7月20日は37万8,000円、同年12月20日は45万7,000円、19年7月20日は36万4,000円、同年12月20日は45万7,000円、19年7月20日は36万4,000円、同年12月20日は45万7,000円、

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

- ② 平成15年7月18日
- ③ 平成15年12月19日
- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成16年12月20日
- ⑥ 平成17年7月20日
- ⑦ 平成17年12月20日
- ⑧ 平成18年7月20日
- ⑨ 平成18年12月20日
- ⑩ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に 勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標 準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までは30万円、15年3月は28万円、同年6月及び同年8月は30万円、同年9月から同年12月までの期間、16年2月から同年4月までの期間、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月から同年12月は24万円、17年1月は22万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは26万円、同年9月から同年12月までは28万円、18年1月は24万円、同年2月から同年5月までは28万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額

の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに 係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていること から、これを履行していないと認められる。

- 一方、申立期間①のうち、平成15年1月、同年2月、同年4月、同年5月、同年7月、16年1月、同年5月及び同年6月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。
- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は37万5,000円、同年12月19日は45万5,000円、16年7月20日は37万4,000円、同年12月20日は45万円、17年7月20日は36万6,000円、同年12月20日は45万3,000円、18年7月20日は37万8,000円、同年12月20日は45万7,000円、19年7月20日は36万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成15年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月及び同年12月は20万円、16年2月は19万円、同年3月、同年4月及び同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円、同年9月から17年1月までは19万円、同年2月は17万円、同年3月は18万円、同年4月は20万円、同年5月及び同年6月は17万円、同年7月及び同年8月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額(平成15年12月19日は20万2,000円、16年7月20日は23万9,000円、同年12月20日は31万5,000円、17年7月20日は23万2,000円、同年12月20日は28万8,000円、18年7月20日は24万6,000円、同年12月20日は32万円、19年7月20日は25万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月19日は20万2,000円、16年7月20日は23万9,000円、同年12月20日は31万5,000円、17年7月20日は23万2,000円、同年12月20日は28万8,000円、18年7月20日は24万6,000円、同年12月20日は32万円、19年7月20日は25万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から17年9月1日まで

② 平成 15 年 12 月 19 日

③ 平成16年7月20日

④ 平成16年12月20日

- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月20日
- ⑦ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑧ 平成18年12月20日
- 9 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に 勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標 準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑨までの賞与から 厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。 申立期間①から⑨までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成15年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月及び同年12月は20万円、16年2月は19万円、同年3月、同年4月及び同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円、同年9月から17年1月までは19万円、同年2月は17万円、同年3月は18万円、同年4月は20万円、同年5月及び同年6月は17万円、同年7月及び同年8月は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年1月及び同年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、

保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑨までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給 与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 12 月 19 日は 20 万 2,000円、16 年 7 月 20 日は 23 万 9,000円、同年 12 月 20 日は 31 万 5,000円、17年 7 月 20 日は 23 万 2,000円、同年 12 月 20 日は 28 万 8,000円、18 年 7 月 20 日は 24 万 6,000円、同年 12 月 20 日は 32 万円、19 年 7 月 20 日は 25 万 3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑨までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録については、申立期間 ①及び②のうち、平成14年10月から同年12月までは26万円、15年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月、同年4月及び同年7月は24万円、同年9月及び16年4月から同年8月までの期間は26万円、同年11月、同年12月及び17年2月は32万円、同年3月は28万円、同年7月は34万円、同年8月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③から⑪までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は33万6,000円、同年12月19日は34万9,000円、16年7月20日は32万3,000円、同年12月20日は44万1,000円、17年7月20日は36万円、同年12月20日は45万1,000円、18年7月20日は34万5,000円、同年12月20日は40万4,000円、19年7月20日は30万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は33万6,000円、同年12月19日は34万9,000円、16年7月20日は32万3,000円、同年12月20日は44万1,000円、17年7月20日は36万円、同年12月20日は45万1,000円、18年7月20日は34万5,000円、同年12月20日は40万4,000円、19年7月20日は30万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成14年10月1日から15年8月21日まで

② 平成15年8月21日から17年9月1日まで

③ 平成15年7月18日

④ 平成15年12月19日

- ⑤ 平成16年7月20日
- ⑥ 平成16年12月20日
- ⑦ 平成17年7月20日
- ⑧ 平成17年12月20日
- 9 平成18年7月20日
- ⑩ 平成18年12月20日
- ① 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に 勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月 額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、A社に勤務していた期間のうち、申立期間③の賞与、及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間④から⑪までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑪までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、C社(A社及びB社の後継事業所)が保管するA社及びB社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①及び②のうち、平成14年10月から同年12月までは26万円、15年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月、同年4月及び同年7月は24万円、同年9月及び16年4月から同年8月までの期間は26万円、同年11月、同年12月及び17年2月は32万円、同年3月は28万円、同年7月は34万円、同年8月は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②のうち、平成15年5月、同年6月、同年8月、

同年10月から16年3月までの期間、同年9月、同年10月、17年1月及び 同年4月から同年6月までの期間については、社会保険事務所で記録されて いる標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬 月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未 納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入 される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間③から⑪までについて、申立人は、C社が保管するA社及びB社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は33万6,000円、同年12月19日は34万9,000円、16年7月20日は32万3,000円、同年12月20日は44万1,000円、17年7月20日は36万円、同年12月20日は45万1,000円、18年7月20日は34万5,000円、同年12月20日は40万4,000円、19年7月20日は30万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③から⑪までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録については、申立期間 ①及び②のうち、平成14年10月から15年4月までの期間、同年6月から同年9月までの期間、同年11月から16年1月までの期間、同年3月、同年4月、同年6月、同年8月、同年11月、同年12月、17年2月及び同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月から同年12月までは22万円、18年1月は19万円、同年3月は22万円、同年4月は20万円、同年8月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③から⑪までについて、その主張する標準賞与額(平成15年7月18日は27万6,000円、同年12月19日は32万円、16年7月20日は28万3,000円、同年12月20日は31万4,000円、17年7月20日は27万1,000円、同年12月20日は33万1,000円、18年7月20日は26万4,000円、同年12月20日は30万2,000円、19年7月20日は25万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は27万6,000円、同年12月19日は32万円、16年7月20日は28万3,000円、同年12月20日は31万4,000円、17年7月20日は27万1,000円、同年12月20日は33万1,000円、18年7月20日は26万4,000円、同年12月20日は30万2,000円、19年7月20日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 平成14年10月1日から15年8月21日まで

② 平成15年8月21日から18年9月1日まで

- ③ 平成15年7月18日
- ④ 平成15年12月19日
- ⑤ 平成16年7月20日
- ⑥ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑦ 平成17年7月20日
- ⑧ 平成17年12月20日
- 9 平成18年7月20日
- ⑩ 平成18年12月20日
- ① 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、Aに勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、A社に勤務していた期間のうち、申立期間③の賞与、及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間④から⑪までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑪までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、C社(A社及びB社の後継事業所)が保管するA社及びB社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①及び②のうち、平成14年10月から15年4月までの期間、同年6月から同年9月までの期間、同年11月から16年1月までの期間、同年3月、同年4月、同年6月、同年8月、同年11月、同年12月、17年2月及び同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月から同年12月までは22万円、18年1月は19万円、同年3月は22万円、同年4月は20万円、同年8月は19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額

の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに 係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていること から、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②のうち、平成15年5月、同年10月、16年2月、同年5月、同年7月、同年9月、同年10月、17年1月、18年2月及び同年5月から同年7月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間③から⑪までについて、申立人は、C社が保管するA社及びB社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は27万6,000円、同年12月19日は32万円、16年7月20日は28万3,000円、同年12月20日は31万4,000円、17年7月20日は27万1,000円、同年12月20日は33万1,000円、18年7月20日は26万4,000円、同年12月20日は30万2,000円、19年7月20日は25万円とすることが妥当である。

なお、申立期間③から⑪までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

広島国民年金 事案 889

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 42 年 12 月までの期間及び 48 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和37年5月から42年12月まで

② 昭和48年4月から同年9月まで

私は、時期ははっきり覚えていないが、A町役場から国民年金の加入を 勧める通知を受けた。

その通知には、今なら過去の保険料をまとめて納付できると書いてあったので、夫婦二人で国民年金に加入し、役場から帰る途中、交付された納付書により郵便局で保険料を一括納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立期間は時効により納付することができない期間であるが、この時期は、第2回特例納付実施期間中であるとともに、申立人及びその夫の国民年金被保険者台帳から、36年4月から37年4月までの期間及び43年1月から48年3月までの期間の国民年金保険料を、50年12月16日に夫婦ともに一括で特例納付していることが確認できることから、申立人の供述と一致する。

しかしながら、申立期間①において、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であるため、申立人の夫の被扶養配偶者である申立人は国民年金の任意加入被保険者となり、申立期間①における特例納付の対象者には制度上なり得ず、保険料を納付することはできない。

また、申立期間②について、第2回目の特例納付により保険料の納付が可能な期間は、昭和36年4月から48年3月までであることから、制度上、特例納付により保険料を納付することができない上、保険料を一括納付した50年12月時点において、申立期間②の保険料は時効により過年度納付によっても納付

することができない期間である。

さらに、申立人の夫についても、申立期間②の保険料が未納となっている。 加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 890

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年2月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和2年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和43年12月から44年2月まで

私は、昭和44年1月ごろにA区役所で国民年金の加入手続を行い、その時から毎月現金で国民年金保険料を同区役所で納付した。

しかし、国民年金の被保険者資格を取得したその月から3か月分が未納となっているが、年金手帳に納付した際の領収書を3枚貼っていたことを記憶しているので、未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号払出日は、国民年金手帳記号番号払出簿により、前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から昭和44年10月ごろと推定され、申立期間の国民年金保険料は、過年度分の保険料となるところ、申立人は、A区役所の国民年金課以外では納付した覚えがないとしているが、過年度分の保険料の収納機関は社会保険事務所(当時)、郵便局、B銀行又はその代理店であり、同区役所の国民年金課では納付することができない。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」の欄には、昭和44年7月27日と記載されているとともに、「国民年金の記録(1)」の欄には、「被保険者となった日:昭和44年7月27日、被保険者でなくなった日:昭和45年5月1日」が先頭の記録であることから、この日から国民年金に加入していることが確認できる。

なお、オンライン記録を見ると、社会保険事務所において、上記の期間に加え、申立人の国民年金の資格取得日を昭和43年12月21日、資格喪失日を44年3月1日とする追加処理が平成4年8月6日に行われていることが確認できるところ、追加処理される時点までは、上記年金手帳の記載のとおり申

立期間は未加入期間であることから制度上、保険料を納付することができない期間である上、追加処理されたことにより申立期間は未納期間となったものの、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 891

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年5月までの期間及び平成2年3月から3年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和40年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和60年10月から61年5月まで

② 平成2年3月から3年2月まで

私は、申立期間①当時、働いていなかったので、昭和 60 年 10 月から 61 年 5 月までの国民年金保険料は、後日、A県のB町役場でまとめて納付した。

また、申立期間②に係る保険料についても、その当時私は結婚のため退職 し、働いていなかったので、後日父親と一緒にB町役場でまとめて納付し た。

しかし、申立期間①及び②の保険料が未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、i)申立人の国民年金手帳記 号番号の前及び後の 20 番ずつをみると、20 歳到達により第 1 号被保険者資格を取得した者のうち、最も新しい資格取得日の者は、いずれも平成 6 年 11 月であること、ii) 6 年 11 月に加入手続を行った場合、時効期間が経過していない 4 年 10 月までさかのぼって第 3 号納付期間と記録されることとなるところ、申立人については、そのとおりの記録となっていることから、6 年 11 月ごろと推認される。申立人は、この手帳記号番号により 20 歳に達した昭和 60 年*月*日にさかのぼって被保険者資格を取得したと考えられるが、この加入手続を行ったと推認される時期において、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が所持している年金手帳2冊のうち国民年金への加入記録が ある年金手帳を見ると、被保険者名は、結婚後の名前(申立人は平成3年3 月に結婚)であり、また、住所は、申立人が平成5年12月から住んでいる住所であることから、当該年金手帳は5年12月以降に交付されたものと認められ、この時点においても申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができない。

さらに、オンライン記録により、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人について別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 892 (事案 223、507 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から51年10月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和49年9月から51年10月まで

私は、国民年金の資格取得日とされている昭和 51 年 11 月 10 日より少し前に、姉から国民年金の話を聞き、市役所の窓口に相談に行ったところ、期間をさかのぼって国民年金に加入できると言われ、申立期間に係る国民年金保険料を一括して現金で市役所の窓口に納めた。

自分は、これまですべての期間について年金に加入し、納めてきたつもりであり、加入手続等も行ってきた。昭和49年9月から51年10月まで未加入とされていることに納得できない。

この度、入手した「消えた年金」に関する資料の中に、「一括納付しましたか(1970年代に3度特例納付が実施されました)」との記載があった。

特例納付制度の存在を被保険者に伏せていたことに納得がいかず、再々度の申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i)申立期間の国民年金保険料を一括して市役所の窓口で納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は納付した保険料額については覚えておらず、納付状況等が不明であること、ii)申立期間は任意加入の期間であることから、加入手続を行った時点から、期間をさかのぼって国民年金に加入することはできないこと、iii)申立期間の一部期間については、過年度の保険料として納付することとなるが、市役所の窓口は国民年金の過年度保険料の収納は行っていないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、国民年金の保険料納付を示す資料として新たに申立人の夫に係る「市・県民税特別徴収税額通知書」を提出したが、当該通知書に記載されている社会保険料控除額には、申立期間の保険料納付を示す保険料額が含まれているものとは推認できず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づいて平成21年2月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、申立期間において保険料を納付したことを示す新たな資料の提出は無いが、申立人が入手したパンフレットに申立期間当時に特例納付制度があったことが記載されていることから、申立人は一括納付できたとしているところ、申立人が保険料を納付したとする昭和51年11月ごろは、特例納付実施期間のうち、第二回目(昭和49年1月1日から50年12月31日まで)と第三回目(昭和53年7月1日から55年6月30日まで)の間であり、また、特例納付制度の対象は、強制加入被保険者であることから、未加入者であった申立人は特例納付制度による納付をすることはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 893

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和54年4月から56年3月まで

申立期間当時、私は、父の介護のため仕事をしていなかったが、自分の貯金等から国民年金保険料を支払っていた。私は、厚生年金保険又は国民年金に加入するのが義務だと思っており、2年間も保険料を納付していないということは考えられない。

しかし、申立期間の保険料が未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料は、57年8月17日に過年度納付されており、続けて納付してきたとする申立てと相違するとともに、申立期間に係る納付記録は無いことが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険又は国民年金に加入するのが義務であり、自分の貯金等から保険料を支払っていたとしているが、申立人は、申立期間直前の厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期等並びに申立期間に係る保険料の納付場所、納付金額及び納付方法を覚えておらず、保険料の納付の実態は不明である。

さらに、申立人が納付した保険料についてみると、オンライン記録及び被保険者台帳によれば、厚生年金保険に加入した結果、過誤納として、納付対象月からおおむね3か月から4年後に1か月分ずつ3回還付されているものがあることが確認でき、申立人による国民年金に関する手続(被保険者の種別変更届等)は、必ずしも適期に行われていないことが認められる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 894

第1 委員会の結果

申立人の昭和41年1月から42年1月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和41年1月から42年1月まで

私の国民年金手帳には、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す検認印があるが、保険料納付記録を照会したところ、社会保険事務所(当時)が管理する記録において、私の生年月日が誤って昭和20年*月*日となっていたことが59年に判明し、同年12月5日に申立期間の保険料を還付しているとの回答を得た。

しかし、私は、当時、還付請求を行った記憶は無く、還付通知や還付金を受け取った記憶も無い。申立期間の保険料を還付しているとの回答は納得できないので、申立期間は保険料の納付記録として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳により、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことは確認できる。

しかしながら、当時の国民年金保険料還付整理簿の保管は無いものの、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立期間の保険料に係る還付決定日及び還付決定金額の記載が確認できるとともに、この記載内容には、申立人に還付決定された国民年金保険料額は申立期間の保険料額と一致するなど不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立期間は申立人が 20 歳になる前の国民年金に加入できない期間であることから、保険料が還付されていることに不自然さは無い上、申立人に聴取しても還付金を受け取っていないというほかに還付金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立てを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1356

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和26年6月1日から30年7月1日まで

私は、昭和23年10月からA事業所(現在はB事業所)に勤務した後、時期は覚えていないが、C事業所に転籍し、33年4月まで勤務した。籍が変わったものの、勤務場所はA事業所内であった。両事業所に一日の空白期間も無く勤務したにもかかわらず、26年6月1日から30年7月1日までの厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ昭和26年6月1日に被保険者資格を喪失している者が申立人を含め、5人確認できる。このうち、連絡先が判明した2人に照会したが、申立人の同事業所における勤務実態及び勤務期間についての供述が得られない。

また、申立人が記憶している同僚は、C事業所の被保険者名簿において申立人の健康保険番号の一つ前に記載され、その者の資格取得年月日は、申立人と同じ昭和30年7月1日となっていることが確認できるが、同人の連絡先は不明であり、当時の状況等について聴取することはできない。

さらに、C事業所に係る被保険者名簿により、同事業所において、申立人と同じ昭和30年7月1日に被保険者資格を取得している者のうち、連絡先が判明した2人に照会した結果、両人とも申立人とは勤務地が異なり、申立期間当時の申立人の勤務実態が確認できない。

加えて、申立期間当時のA事業所に近接する厚生年金保険の適用事業所となっている事業所に係る複数の被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は無い。また、B事業所は、当時の関連資料は保管していないとしており、C事業所は、「当時の資料は残っているが、その中に申立人の記録は無い。」と回答して

いる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1359

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和24年12月から26年3月1日まで

② 昭和26年3月から30年5月1日まで

③ 昭和30年5月から31年6月1日まで

④ 昭和37年1月11日から38年12月30日まで

私は、申立期間の①はA社、②はB社、③はC社、④はD社に勤務していた。申立期間①、②及び③については、厚生年金保険の加入記録が全く無く、④については、一部無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は申立事業所をA社又はE社としているところ、オンライン記録から、A社は、申立期間①より後の昭和33年7月14日に厚生年金保険の適用事業所となっており、E社については、申立人が、事務所があったと供述する地区においては適用事業所として確認できない。また、申立人が記憶している同僚は一人のみの上、その同僚についても姓しか記憶していないため、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができず、A社が適用事業所となった後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても当該同僚と同じ姓の者の被保険者記録は確認できない。
- 2 申立期間②については、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、 昭和29年12月1日であり、申立期間②のうち、26年3月から29年11月 30日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、既に入社していた同僚二人に誘われて入社したとしているが、このうち、一人は昭和30年8月から同社における厚生年金保険の被

保険者記録が確認できるが、二人とも申立期間における被保険者記録は確認できない。

さらに、当時の事業主及び同僚に照会したところ、申立人が申立事業所に 勤務していたことを記憶している者はいるものの、申立人の勤務期間や保険 料控除等について具体的な供述を得ることができない。

加えて、同社が適用事業所になったころに入社した者又は同社の寮に入った者は、申立人を記憶していない。

3 申立期間③については、申立人が事業主はF氏であったとしているC社は、 厚生年金保険の適用事業所として見当たらないが、事業主が同じ姓で、事業 所名が類似するG社は、申立人が供述する場所において確認できる。

しかし、同社は昭和25年8月1日に適用事業所ではなくなっており、申立期間③においては適用事業所ではない。

また、申立人は同僚二人の名前を挙げているが、両名とも連絡先等が判明 せず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することがで きない。

4 申立期間④については、申立人は、D社に係るオンライン記録において、 被保険者資格を喪失したとされる昭和37年1月11日以後も、同社に継続し て勤務しており、同社に籍を置いたまま、下請の事業所で勤務していたと供 述している。

しかし、同僚に照会したところ、申立人が申立事業所に勤務していたことを記憶している者はいるものの、申立人の勤務期間や保険料控除等について 具体的な供述を得ることができない。

さらに、同社に係る被保険者名簿及び被保険者台帳を見ると、申立期間④ において、申立人の名前は無く、また、健康保険番号に欠番は無い。

なお、申立人は、申立期間④の一部について、同社とは別の3事業所に係る被保険者記録が確認でき、そのうち1事業所については、同社の関連会社であったと考えられるものの、他の2事業所については、同社との関係は確認できない。

5 このほか、申立人が申立期間において事業主より給与から厚生年金保険料 を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらな い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1360

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和52年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成8年4月4日から同年7月1日まで 私は、平成8年4月にA社に入社して働き始めたが、厚生年金保険の記録は同年7月からになっており、入社した当初3か月の厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が平成8年4月4日から9年9月30日までA社において継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、同社において平成8年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が申立人を含めて59人おり、この中には、申立人が同時期に入社したと供述している同僚4人も確認できる。また、厚生年金保険の取扱いについて、当時の取締役は、「当時は3か月ぐらいを試用期間としており、その間は厚生年金保険に入れておらず、保険料控除も行っていなかった。」と供述しており、同僚(複数)も「入社してすぐには厚生年金保険に加入しておらず、試用期間があった。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。